

《研究ノート》

近代日本における仮名遣改定と

植民地朝鮮

一 はじめに

刑^{ヒョウ} 鎮^{リン} 義^ギ

仮名遣とは、「日本語」あるいは日本語の音を仮名文字で書き表す際の法則として、大きく日本伝統の書き方の規範に従う歴史的仮名遣と、発音に基づいて書き表すいわゆる表音仮名遣に分けることができる。そして今日のような、主に日本語の音をそのまま書き表す仮名遣が制定され、社会全般に広まったのは一九四六年、「現代かなづかい」においてである。「現代かなづかい」は、「従来のかなづかいは、はなはだ複雑であって、使用上の困難が大きい。これを現代音にもとづいて整理することは、教育上の負担を軽くするばかりでなく、国民の生活能率をあげ、文化水準を

高める上に、資するところが大きい」(内閣訓令第八号)という趣旨のもと「国語審議会」によって制定された。そしてこの「現代かなづかい」は、同時に示された「当用漢字表」と共に「国語民主化」といわれる。

「現代かなづかい」が「国語民主化」といわれる所以は、それまでの「歴史的仮名遣」が「国語」の伝統にしばらく近代国民国家の「国語」の表記法としての機能を果せなかったためである。というのは近代国民国家における「国語」とは、「国民」すべてに話され、書かれるべき言葉として、なによりも均質性と平易性が求められる。しかし「歴史的仮名遣」は、「はなはだ複雑で、使用上困難」なものであった。たとえば「い」と「ゐ」、「え」と「ゑ」、「お」と「を」を異なる音として認識し、「いぬ(犬)」と「ゐど(井戸)」を区別して表記する。しかし音韻は時代と共に変化するものなので、表記も共にかわるはずなのだが、日本の仮名遣は、日本語の伝統であり規範であるとして「歴史的仮名遣」を硬く守ってきたのである。当然のことながら「音」と表記とのずれは学習に困難なものとなってきた。そして明治以降、近代国家システムが整い、その媒介語として「国語」が打ち立てられると、その混乱は一層

大きいものとして浮上した。そしてこうした混乱は、近代日本における「国語」構築の過程において解決しなければならぬ問題として浮上したのである。

そこで一九〇二年官制施行された「国語調査委員会」は、基本方針として「一、文字ハ音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコト、シ、仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト、二、文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ、是ニ関スル調査ヲ為スコト、三、国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト、四、方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト」を定め、さらに普通教育における急務として「国語仮名遣ニ就キテ、字音仮名遣ニ就キテ」（『文部省年報』第三十年報）調査することと定めている。「普通教育」、つまり「国民教育」を念頭において国家机关によって仮名遣改定が推し進められようとしたのである。

このようにして始まった仮名遣改定だが、その道程は平坦なものではなく、「標準語」、「言文一致」、「仮名遣」といった「国語国字問題」のうち、もっとも激しい論争が繰り広げられ、対立がつついたテーマであった。その対立は「歴史的仮名遣」を日本語の「伝統」とする側と、仮名遣は「音」を正確に書き表す法則で、なるべく平易にして

「国民」すべてに用いられるべきとする側の対立である。

これまで「現代かなづかい」にいたる経緯については、一九二四年「臨時国語調査会」により発表され、一九三一年修正された「国語仮名遣改定案」が「現代かなづかい」の原型であるというのが定説である（平井「一九四九—一九九八年二五二頁」）、（林「一九七七年一四六—一四八頁」）。しかし実はそれより一〇年も早い時期（一九一四年）に、植民地朝鮮において表音仮名遣が実施されていた。まさに一九三一年の「国語仮名遣改定案」の原型と呼ぶべきものが朝鮮に存在したのである。

本稿では仮名遣を近代国家日本の「国語」の議論に基づいてまとめ、そこに一九一四年、朝鮮総督府によって制定され実施された「普通学校用仮名遣法」を加えて、「現代かなづかい」にいたるまでの経緯を再構成してみたい。

二 仮名遣改定のはじまり

仮名遣が「問題」として認識され始めたのは冒頭でも述べたように、「国語」構築においてである。もちろんその以前にも仮名遣に関する研究はさかに行われており、とくに日本語の音韻史の研究としてとらえられることが多

かった。しかし本稿は近代国家の装置として構築された「国語」を前提にするため、上田万年と「国語調査委員会」における仮名遣から議論をすすめていきたいと思う。

上田万年は一八九四年二月『太陽』に「欧州諸国に於ける綴字改良論」を著わし、そこでイタリア、スペイン、ポルトガル、フランス、オランダ、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、イギリスの例をあげて「新字論」に對し述べている。そのなかでイタリアの例について次のように述べている。

「イタリアの綴字法は、恰も完全の度に達したる者なり。こは十三世紀の始めに、タスカニーの天才、ダンテによりて其国語一定せられし頃より、既に其基礎を得たる者にして、ダンテは羅甸語の転化せる各の州の方言より、其最も善き完素を挙折して、茲に一標準語を規定し、さてこれを筆に写す所には、出来べきだけ精密に其発音に拠りたるなり。」(吉田・井之口編「一九六四年五一五頁」)

各地方の方言よりもっとも善い言葉を選び標準語とし、なるべく精密に発音に基づいて書き写すことは上田が考えている「国語」の姿である。⁽¹⁾そして仮名遣に關していえば「なるべく精密に、発音に基づいて」書き表すことを目指

していたのである。このように仮名遣への関心が高まりつつあるなか、一九〇〇年改正された小学校令において「小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表ニ依リ略」(小学校施行規則第十六条)と示し、まずは字音仮名遣においては表音式にすることを定めた。

しかし文部省による最初の改定案であるこの案は、字音仮名遣に限って表音仮名遣にするものであったため混乱の声もあり、文部省は一九〇二年六月「国語調査委員会」に對し国語仮名遣に關しても表音仮名遣に改正することを諮問した。しかし翌年同委員会は「此等ノ調査ニ關シテハ其ノ影響スル所頗ル廣ク随テ慎重ノ審議ヲ要スル」(文部省教科書局国語課「一九四九年五十三〜七十三頁」として答申を見送った。そこで一九〇四年から施行される「国定読本」は、小学校施行規則に示されているとおり、字音表記のみ表音式にした、次のような仮名遣となった。

ヒガシ、ニシ、ミナミ、キタ ノ 四ツ ヲ アハセテ、
シ・ホー ト イヒマス。

日ノデル ホーハ ヒガシ デ、日ノハイル
ホーハ ニシ です。(第一期 卷三三六頁)

つまり「四方」、「方」のような字音のみが「一」を用い

たいわゆる棒引き表意かなづかいに改定され、「アハセテ」、「イヒマス」などの国語音は、歴史的仮名遣が維持されたのである。しかしこのような仮名遣にはすぐに修正の声が上がり、文部省は一九〇五年二月国語調査委員会に「国語仮名遣改定案」と「字音仮名遣ニ関スル事項」を諮問した。そこで同委員会は同年三月（明治三十八年）、国語仮名遣と字音仮名遣を統一することを骨子とする答申を出している。さらに既述の一九〇〇年、小学校施行規則第十六条、字音仮名遣のみ表音式にする仮名遣をも修正、増補するとしている（文部省教科書局国語課「一九四九年七四頁」）。この明治三十八年「国語調査委員会」が答申した改定案の主な内容は次のとおりである。

- ① 本案ノ改定仮名遣ハ口語ニノミ適用スル。
- ② 長音符として「あ」「い」「う」を用いるのを正則とし、「一」を代用することを許容。

③ 拗音、促音は右側下に細書する。

④ 「を」「お」にする。ただし助詞「を」は除く。

⑤ 「は」「へ」は「わ」「え」を正則とし、「は」「へ」も許容する。

⑥ ウ列拗音の長音は「きう」「しう」「じう」「にう」「りう」のようにイ列に「う」をつけて表す。

⑦ 「撃」「学」などのように、入声の字音について促音に変わるものは、原音のままに書くのを正則とし、転音の形に書くのを許容する。⁽²⁾

さらにこの答申には、改定案は字音、国語の両方に適用することや、国定教科書修正のときに実行することなどが盛り込まれた。しかしこの案はたちまち激しい反対に会い、実行までに至らなかった。改定案への反対のおもな理由は「旧仮名遣が仮名遣の本体であり、新仮名遣は許容されるものである。しかるに、本体たる旧仮名遣によらないで、その許容されるものを、国定の教科書に採用することは穩当でない」（保科「一九四九：四六頁」というものであった。さらに一九〇八年、文部省は文部省訓令として「小学校施行規則中教授用仮名及字体、字音仮名遣並漢字ニ関

スル規則削除ノ趣旨」を公布し、一九〇〇年定められた字音仮名遣における表音仮名遣を削除したので、一九一〇年国定教科書第二期改正の際には、全面的に歴史的仮名遣にもどり、表音仮名遣への試みはわずか六年でおわってしまった。

三 臨時国語調査会による「仮名遣改定案」

一九〇二年「国語調査委員会」が活動を開始して以来、「標準語制定」、「口語文法」、「口語体」の確立など、着実に成果をあげていくなか、表記法に関しては「さあ、がくかうへ 行きませう。がくかうへ もつて いくものは、みんな この ふろしき の 中 に つつんであります。」(第二期国定読本 巻三 三七頁)のような仮名遣が続いていた。各地方で実際話される言葉のなかで、もっともよい言葉を標準語と定め、その音に基づいて精密に書き写すことを望んでいた上田をはじめとする国語調査委員会の仮名遣改良論者たちは、「国語」の伝統に阻まれ、前進することができず、挫折を余儀なくされたのである。

しかし文部省は「教育調査会」などの建議により、一九二一年、森林太郎を会長として上田万年、芳賀矢一、服部

宇之吉、保科孝一などが加わる「臨時国語調査会」を設立し、再び「国語」の「改良」に乗り出した。同委員会では主に漢字に関する調査や仮名遣の改定に関する調査を行い、「当用漢字表」(一九二三年)、「略字表」(同年)、「仮名遣改定案」(一九二五年)、「仮名遣改定案ノ修正」(一九三一年)(文部省教科書局国語課「一九四九年一二二頁」)などを発表している。ここでは「現代かなづかい」の原型とされる「仮名遣改定案」の内容について述べていきたい。

「仮名遣改定案」は、一九二五年一度完成し、翌年「仮名遣改定案補則―当字ノ廃止ト外国語ノ写シ方―」を出し、一九三一年に修正を行ったものである。その内容を要約して示せば、次のとおりである。

・国語仮名遣改定案

1 「ゐ」「ゑ」「を」は「い」「え」「お」に改める。ただし助詞を「を」を除く。

2 「ぢ」「づ」は「じ」「ず」に改める。ただし、二語の連合によって生じた「ぢ」「づ」はもとのまゝ。

「はなぢ(鼻血)」「もらいぢぢ(もらひ乳)」「ぢかぢか(近々)」「みかづき(三日月)」「つねづね

(常々)、「まなづる(真鶴)」、「ぬまづ(沼津)」「同音の連合によって生じた「ぢ」「づ」はもとのまゝ。「ちぢみ(縮み)」、「ちぢむ(縮む)」、「つづみ(鼓)」、「つづく(続く)」

3 「わ」は「わ」に改める。ただし助詞の「は」は除く。

4 「い、お、う、え、お」に発音される「ひ、ふ、ふへ、ほ」は「い、お、う、え、お」に改める。

5 ウ列長音、オ列長音に発音される「くふ」「すふ」「ぬふ」、「おふ」「そふ」「のふ」類の「ふ」は「う」に改める。ただし、「言ふ」は「ゆう」に改める。

6 オ列長音に発音される「わう」「あふ」は「おう」「かう」「こほ」は「こう」に、ウ列拗音の長音に発音される「しう」は「しゅう」に、オ列拗音の長音に発音される「けふ」は「きょう」に「せう」は「しゅう」に改める。

・字音仮名遣改定案

- 1 「ぬ」「ゑ」「を」は「い」「え」「お」に改める。
- 2 「くわ」「ぐわ」は「か」「が」に改める。

3 「ぢ」「づ」は「じ」「ず」に改める。ただし連声によって濁る「智」「茶」「中」「通」等はもとのまゝ。「さるぢえ(猿知恵)」、「わるぢえ(悪知恵)」、「ちやのみぢやわん(茶飲茶碗)」、「れんぢゅう(連中)」、「くにぢゅう(國中)」、「ゆうづう(融通)」など呉音によって濁る「地」「治」はもとのまゝ。

「ぢぬし(地主)」、「きぬぢ(絹地)」、「ぢろう(次郎)」、「せいぢ(政治)」

4 「わ」に発音される「は」は「わ」に改める。

5 「エ」の長音に発音される「いう」「いふ」は「ゆう」に改める。

6 「オ」列長音に発音される「あう」「わう」「あふ」「おふ」は「おう」「かう」「くわう」「かふ」「こふ」は「こう」に、「ウ」列拗音の長音に発音される「きう」「きふ」は「きゅう」、「しう」「しふ」は「しゅう」に改める。(『仮名遣改定案』一九三一年)

平易で学習しやすい表記法への統一を求める声と、仮名遣の改定は「国語」を破壊することだとする声が依然として対立している中、このような仮名遣改定案が出されたの

である。そして国定教科書の第四期改正には、第二期(一九一〇年)改正以降続いてきている歴史的仮名遣を、この改定案に基づいた表音仮名遣にかえようとする声が高まった。

そこで元来一九三二年の改正予定だったのを一年延期しながら、国定読本の仮名遣を表音式にかえようとしたが、結局「読本ばかり改正しても、第一官省の用語が依然としてゐるは困る³⁾」という結論にいたり、またもや保留となった。つまり一部では(主に教育界)表音仮名遣への変更を求める声が続いたものの、社会全般においては依然として歴史的仮名遣が根強かったのである。

そうしたなか農林省は一九二五年一〇月、省令第二五号で農林省統計報告規則を公布し、作物、樹木などの名称に用いる字音仮名遣、たとえばトウモロコシ、オウトウ、ピワ、エンドウ、スイカ、ゴボウなどを臨時国語調査会の「仮名遣改定案」によることにした。そして鉄道の揭示に一時期(一九二七年から一九二九年四月まで)改定案の仮名遣が登場したが、鉄道大臣の更迭により、鉄道の仮名遣は国定教科書の仮名遣(つまり歴史的仮名遣)によるとして、歴史的仮名遣に戻した。また東京朝日新聞・大阪朝日新聞では、一九二九年以降、ふりがなのうち字音仮名遣

は臨時国語調査会の改定案によるとし、時事新報でも、ふりがなは字音・国語共に仮名遣改定案による⁴⁾ところも登場した。

その後も「臨時国語調査会」にかわって、新たに設置された「国語審議会」により、一九四三年「新字音仮名遣表」が出されるなど、仮名遣改定に関する努力と論争が続くなか、依然として表音仮名遣に対する反対の声も高かった。

しかし言語が「国家」と「国民」を結ぶ装置として働く近代国家においては、すべての「国民」が共有できる平易で合理的な「国語」のシステムが必要とされる。そしてその課題を担っていたのが、近代教育システムであった。したがって歴史的仮名遣に対してもっとも積極的に反対意見を出したのも教育界であった。歴史的仮名遣が教育上如何に困難であったかを示す調査結果を紹介しよう。

一九三三年「応用心理学会」は、東京と長野の小学校四年生を対象に「仮名遣誤記調査」を行った⁵⁾。それによると、「とをか、くらゐ、ほほづき、はふる、もらはう、たふれる、たうげ、つくゑ、まうす、まうける、をしえる、おほきう、しなう、まゐる、ふくるふ、いはひ、いそがしう、

たたう、あふぐ、いふ、をぢ、はうき、にほひ、こゑ、や
うやく、あふぎ、こほり、うぐひす、さうして、ちひさい、
とほり、かうもり、あそばう、もらひ、おかう、とほい」
などの単語で七〇%以上の児童が仮名遣を誤った。そして
東京高師附属小学校の子供における九%以下の誤記が
あったのは「かぞへる、おしへる、ゑはがき、けふ、かは
いらしい、おぢいさん、にほひ、あさがほ、を (助詞)、
おまへ、いひました、は (助詞)、つづく、みかづき、か
ほる、おもはない、かへる」などである。この調査の目的
は「小学児童は如何に仮名遣を誤るのか」(上掲書 七九
九頁)であったが、報告書の最後に、「仮名遣を現行仮名
遣のまゝに放任しておく事は日本国民の精神文化を自由に
表現せしむる国語教育の本質を忘れて、徒らに無用の努力
によって児童の頭脳を混乱せしむるのみではないかと思
う」(上掲書 八二二頁)と述べているように、教育現場
において歴史的仮名遣は、表現を自由にできなくするもの、
児童を混乱させるものとして受け止められたのである。

およそ五〇年間に及ぶ仮名遣論争は、一九四六年一月
「国語審議会」による「現代かなづかい」をもって終止符
を打った。そしてこの改定案は終戦後の日本民主改革の一

環として取り上げられ、一九四六年一月一六日内閣訓
令・同告示として公布され、教育を初め公用文・新聞・雑
誌などに採用された。

その内容は一九三二年「臨時国語調査会」による「仮名
遣改定案」と一致するところが多く、相違点は「仮名遣改
定案」の「ぢぬし(地主)」「せいぢ(政治)」「くにぢゅう
(国中)」の「ぢ」が「現代かなづかい」では「じぬし」
「せいじ」「くにじゅう」のように「じ」に統一したこと、
「仮名遣改定案」の「ゆう(言う)」が「いう」にかわった
ことである。そのため「現代かなづかい」の原型は一九三
一年の「仮名遣改定案」であるといわれるわけだが、実は
その改定案より十数年も早い時期に、植民地朝鮮ではこれ
とほぼ同じ仮名遣いが「国語(日本語)」教育に取り入れ
られていた。

四 朝鮮総督府における仮名遣

一九一〇年八月二三日、朝鮮には「韓国併合」により朝
鮮総督府が設置された。総督府は一九一一年九月二三日、
「朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル」とする「朝鮮
教育令」を公布し、そのなかの「普通学校規則」には「三

国語ハ国民精神ガ宿ル所ニシテ且知識技能ヲ得シムルニ欠クヘカサルモノナレハ何レノ教科目ニ付テモ国語ノ使用ヲ正確ニシ其ノ応用ヲ自在ナラシメムコトヲ期スヘシ」としている。朝鮮人が日本「国民」に、そして日本「国民」が話す「国語(日本語)」が、朝鮮人の「国語」になったのである。このようにして「国語」としての「日本語」が朝鮮で教えられ始めた。当然のことながらこの「国語(日本語)」は、上田万年の打ち立てた「国語＝母語」という理念のうえに立つものである。そしてこのような「国語(日本語)」教育は、「国民の言語」ゆえに、「国語」の「近代性」ゆえに、「日鮮同祖」のゆえに(安田「一九九七年一二五〜一三五頁」)という論理に基づいて正当化されていった。

しかし、非母語話者である朝鮮人に「国語(日本語)」を習得させるには、音声言語としての日本語から始めなければならぬ。つまり植民地朝鮮における「国語」教育は、日本の「口語」を話させることから始めなければならなかった。そしてその音を発音どおり書き写さなければならなかった。植民地朝鮮においては「日本の伝統」や「歴史」などは、さほど議論にならなかったのである。

そこで朝鮮総督府は一九一三年、朝鮮独自の『普通学校用仮名遣法』⁽⁷⁾を発表し、それに基づいて朝鮮における「普通学校」教育を行った。『普通学校用仮名遣法』の特徴はその緒言に記されているように、「発音通りニ表記シ、国語表記法ト字音表記法トヲ統一スルヲ原則トス」というところである。この点こそが同じ「国語＝母語」理念に基づきながら、「内地」(この節では植民地朝鮮に対する概念として日本のことを「内地」とする。)と植民地との異なる状況を物語っている。その具体的な内容を要約してみると、次の通りである。

一 短音 「は」「わ」「例外」助詞ニ限リはトシ、わヲ用ヒズ。

「い、ひ、る」は「い」、「う、ふ」は「う」、
「え、へ、ゑ」は「え」、「お、ほ、ふ、を」
は「お」とする。「例外」助詞に限りをトシ、
おヲ用ヒズ。

「か、くわ」は「か」、「が、ぐわ」は「が」、
「じ、ぢ」は「じ」、「ず、づ」は「ず」「例外」
一「国語ニ於テ左ノ場合ニハ、ぢ・づヲ用フ。

「はなぢ(鼻血)」「ちりぢり(散々)」「ちかぢか(近々)」「みかづき(三日月)」「つきづき(月々)」「つねづね(常々)」「ちぢむ(縮む)」「つづく(続く)」の類、「例外二」字音ニ於テ左ノ場合ニハ、ちヲ用フ。「わるぢえ(悪知恵)」「ちやのみぢやわん(茶飲茶碗)」「くにぢう(国中)」「めいぢ(明治)」「きぬぢ(絹地)」ノ類。「ん、む」は「ん」。

二 長音 長音ニハあ、い、うヲ用フ。但シ外国語ニハ一ヲ用フ。

三 拗音 拗音ニハや、ゆ、よヲ用ヒ、之ヲ右側下ニ細書ス。

きゃ、ぎゃ、しゃ、じゃ、にゃ、ひゃ、みゃ、りゃ、など。

四 拗長音 「きう、きふ、きゆう」は「きう」、「しう、しふ、しゆう」は「しう」、「ちう、ちふ、ちゆう」は「ちう」、「にう、にふ、にゆう」は「にう」「きよう、きやう、けふ、けう」は

「きよう」、「しよう、しやう、せふ、せう」は「しよう」、「ちよう、ちやう、てふ、てう」は「ちよう」など。

五 促音 促音ニハつヲ用ヒ、之ヲ右側下ニ細書ス。「いっとう(一等)」「かって(勝手)」「がっこう(学校)」「せっかい(石灰)」「はっと(法度)」ノ類。(傍点原文)

この仮名遣に基づいて朝鮮では次のような「国語(日本語)」が教えられた。

卷五 第十二課 コウモリ(一九一二年第一期『普通学校国語読本』)

昔、鳥ノ仲間ト、獸ノ仲間トガ、ケンカヲシタ時、コウモリハ

「私ハ、鳥デモ獸デモナイカラ。」

トイッテ、ドチラニモ、ツキマセンデシタ。其ノ中ニ、獸ガ勝チソウニナッタノヲ見テ、俄カニ「私ハカラダガ鼠ニ似テ居ルカラ、獸ノ仲間ダ。」

トイッテ、獸ノ味方ニナリマシタ。

朝鮮におけるこのような表音仮名遣は、「国語」の論理に基づきながらも、「非母語話者」であることを認めざるを得ない矛盾を孕んでいた。たとえば日本の保護国だった一九〇八年、統監府が編纂した『日語読本』では「サウシテ、言ヒマシタ。」(巻二 二三頁)のように歴史的仮名遣を用いていたが、植民地となった一九一一年総督府によって編纂された『改正普通学校学徒用国語読本』(一九一一年)には「足りナイト、イイマス。」(巻四 一四頁)のように表音仮名遣に変わっているのである。「韓国併合」により朝鮮人は「日本国民」となり「国民」として「国語(日本語)」を学ばなければならないのに、日本語の伝統であり規範であるとされる「歴史的仮名遣」ではなく、表音仮名遣を採用したのである。それには非母語話者である「朝鮮人」に対する「国語」教育において、まずは「国語」の普及に重点が置かれたことを物語る。

朝鮮総督府で普通学校教科書編纂に深くかかわっていた小田省吾は、朝鮮における仮名遣について次のように述べている。

第一 国語仮名遣問題

当時台湾公学校(台湾人を教育する学校にして朝鮮の普通学校に相当す)に使用せる教科書に在りては例へば「学校」を「がっこう」、「行きませう」を「いきましょ」と書く如き極端なる表音主義の仮名遣を使用せしが、内地小学校に使用せらるる国定教科書は如何と謂ふに、数年前文部省は所謂一式仮名遣を廃し、全然歴史的仮名遣をしたるを以て、例へば「学校」を「がくかう」、「行きませう」をその俛「行きませう」となせり。然るに朝鮮に在りては前二者と大に事情を異にせるものあり。即ち

一、速に国語の普及を図ることを最も緊切にして、仮名遣の難易は其の成績に影響する所至大なること。

二、併合当時朝鮮現存の学校数は前記の如く数千を超え台湾と決して同日の談にあらず。

又此等の諸学校にに於ける教師は、公立普通学校長を除く外大抵皆朝鮮人なるを以て、斯る多数の朝鮮人教師に使用せしめ、誤謬なき教授をなさしめむには歴史的仮名遣は甚だ不便なること。(小田「一九一七年三、四頁」)

以上のように朝鮮における表音仮名遣は「国語」の普及

を図るために、また朝鮮人教師による教授の際、誤謬がないようにするために取られた。つまり「国語の伝統」よりは「普及の効率」が重視された結果である。しかし「学理上最も自然にして朝鮮人に入り易く、且つ歴史仮名遣を学習する場合に出来得る限り困難少ない仮名遣法を採用し、之に依りて普通学校教科書を編纂し」という小田の説明からは、表音仮名遣は朝鮮人に入り易く、歴史仮名遣を学習するのに困難を少なくするための仮名遣として位置づけられていることも伺える。

普通学校国語読本における表音表記に関しては、「あくまでも表音表記は便宜的なものである」(安田「一九九七年六三頁」)という議論と、「非母語教育としての工夫であり、その意義を十分に認識していた」(上田「二〇〇〇年四三頁」)という議論がある。これは、究極的には歴史的仮名遣の文章を習得させるといふ目的からみれば「便宜的」であり、最初に音声日本語を習得させるといふ目的からみれば、「意義は十分に認識」されていたとも考えられる議論で、既述のようにこの点こそが、朝鮮における「国語教育」政策の矛盾を示すものである。つまり「日本語」ではなく「国語」の論理で一貫していながら、「国語」の

「伝統」よりは、「普及」のための「効率」を優先せざるえない矛盾を浮き彫りにしているのである。

さて、朝鮮における仮名遣改定は一九二二年一月、助詞「え」を「へ」に改めることを内容とする改定を行い、そのまま一九四〇年まで続いた。そして同年「国民学校」制度の発足に伴ない「内地」の小学校と同様の教科書を用いたため、全面的に「歴史的仮名遣」に変更された。これは「皇民化教育」のイデオロギーが仮名遣に及んだものと見ることができる。

五 おわりに

近代国家日本における「国語」は、規範となる「音声」の誕生といえよう。実際話される言葉のなかから標準を定め、その言葉に規範を与え、それをもとに文章を書き、その音を精密に書き表したものが「国語」である。そしてそのすべてを貫いているものが「音」である。

一九〇〇年小学校施行規則において、字音仮名遣における棒引き仮名遣から始まった近代日本における仮名遣改定は「国語調査委員会」、「臨時国語調査会」、「国語審議会」によってさまざまな案が示された。しかしそれらの案は主

に、仮名遣は音を書き表す法則であるという前提に立つもので、仮名遣は「日本語」の伝統そのものであり、「日本語」を書き表す法則であって、音声を書き表すものではないとする側から激しく反対され終戦を迎えるまで実行できなかった。しかしそもそも「日本語」の「伝統」など共有できない植民地では、その「音」に照準を合わせ、音そのまま書き写す「表音かなづかい」が果敢に実行できたのである。

台湾でも、植民地初期は教科書に表音かなづかいが採用されるなど、内地(日本本土)、植民地(台湾、朝鮮)、満州国といった同心円的なつながりのなかで、中心にいくほど日本伝統(歴史的仮名遣)が重視され、外側へいくほど音に基づく表音かなづかいの合理性、平易性が重視されたのである。しかし一九四〇年以降、戦争のイデオロギーが強化されるにしたがって、合理性、平易性よりは、「伝統(国体)」が重視されるようになる。そうした二つの方向の矛盾を示す恰好の事例がこの朝鮮の表音仮名遣いなのである。

そして「現代かなづかい」との関連からいえば、戦後行われた「現代かなづかい」や「当用漢字」など、一連の

「国語改革」は、占領軍の押し付けではなく、保料をはじめとする改革派官僚がまいた種が、文部省にすでに存在しており、それが戦後になって実現したのである(イ「一九九六年一六六頁」)とするなら、その種が最初に根を下ろし実を結んだのは「内地」ではなく植民地朝鮮であったといえよう。そしてこのことは、日本の「戦前」と「戦後」との間に隠された連続性があることをも示しているように思われる。

- (1) ここで付け加えておきたいのは、上田の「各地方の方言よりもっとも良い言葉を選び標準語」とする考え方は、一八九四年時点ではたしかにそうなのだが、一九〇〇年「内地雑居後における語学問題」においては「東京語」をまず選択すべきだと述べている。イ「国語という思想」一三七〜一四五頁を参照されたい。
- (2) 文部省「明治以降におけるかなづかい問題」『国語シリーズ』十二
- (3) 『教育・国語教育』一九三三年二月号一三〇頁
- (4) 文部省「明治以降におけるかなづかい問題」五十三頁
- 『国語シリーズ』十二
- (5) 城戸幡太郎「仮名遣誤記調査」『教育』昭和八年九月

号三十二頁〜四十九頁参照

(6) とはいっても仮名遣論争は完全に終わつたのではなく、福田恒存の『私の国語教室』などで見られるように、日本の仮名遣は音を書き表す法則ではなく、語を書き表す法則である、随つて「現代かなづかい」は眞の仮名遣ではないという主張が依然として一部に存在するのも事実である。

(7) 『史料集成』十八所収

参考文献

イ・ヨンスク 「一九九六」『国語という思想』岩波書店

イ・ヨンスク 「一九九九」『正音』の帝国』『橋論叢』第

一一二卷 第三号

上田崇仁 「二〇〇〇」『植民地朝鮮における言語政策と「国

語」普及に関する研究』広島大学大学院博士論文

上田万年 「二八九四」『欧州諸国に於ける綴字改良論』『太

陽』第一卷 第七号

大野晋 「一九七七」『仮名づかひの歴史』『岩波講座日本語

八』岩波書店

岡本好次 「一九三八」『朝鮮の初等教育に於ける仮名遣』『国

語教育』一月号

小田省吾 「一九一七」『朝鮮総督府編纂教科書概要』『朝鮮彙

報』一九一七年八月号

木枝増一 「一九四七」『解説現代かなづかいと当用漢字』出

来島書店

駒込武 「一九九六」『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店

城戸幡太郎 「一九三三」『仮名遣誤記調査』『教育』九月号

高橋濱吉 「一九二七」『朝鮮教育史考』『日本植民地教育政策

史料集成』(朝鮮編) 第二七卷

武部良明 「一九七七」『国語国字問題の由来』『岩波講座日本

語三』岩波書店

朝鮮総督府学務局 「一九一〇」『教授上ノ注意並ニ字句訂正

表』『史料集成』第十八

朝鮮総督府学務局 「一九二二」『現行教科書編纂の方針』『史

料集成』第十八

朝鮮総督府 「一九二三」『普通学校用仮名遣法』『史料集成』

第十八

朝鮮総督府 「一九二六」『普通学校教科書編纂趣意書』『史料

集成』第十八、第十九上、中

仲新編 「一九八二」『尋常小学読本編纂趣意書』『近代日本教

科書教授法資料集成』所収東京書籍

橋本進吉 「一九四二」『表音的仮名遣は仮名遣にあらず』『国

語と国文学』一〇月号

福田恒存 「二〇〇二」『私の国語教室』文春文庫

林巨樹「一九七七」現代かなづかいと送り仮名『岩波講座
日本語三』岩波書店

平井昌夫「一九九八」『国語国字問題の歴史』安田敏朗解説
三元社

保科孝一「一九四九」『国語問題五十年』三養書房

森田芳夫「一九八七」『韓国における国語・国史教育』原書
房

文部省「一九四九」『国語調査沿革資料』文部省教科書局国
語課

文部省「一九五三」『明治以降におけるかなづかい問題』『国
語シリーズ十二』

文部省「一九五四」『学制八十年史』大蔵省印刷局
臨時国語調査会「一九三二」『仮名遣改定案』

安田敏朗「一九九七」『帝国日本の言語編制』世織書房
安田敏朗「二〇〇〇」『近代日本語史再考』三元社

山口喜一郎「一九三七」『普通学校に於ける国語教授法』『文
教の朝鮮』三月号

吉田澄夫・井之口有一編「一九六四」『明治以降国語問題論
集』風間書房

「二〇〇四年五月十七日受稿
二〇〇四年六月十六日レフェリーの審査
をへて掲載決定」

(一橋大学大学院博士課程)